

令和6年度宮城県産食品の海外新市場開拓業務 企画提案書作成等に関する質問と回答

令和6年5月22日

No	質 問	回 答
1	<p>○仕様書 4(1)「ロ メキシコの食品輸入に関する制度の把握」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらの把握の仕方は、ニーズ調査を踏まえ、メキシコ市場で需要があると考えられる品目及び宮城県の輸出基幹品目の輸入規制を精査し、各所と連携を行った上で情報整理し、これらの情報を書面で提出する、というような理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御認識のとおりです。現地でニーズがあっても、規制等により輸出できない品目もありますので、ニーズ調査やメキシコの輸入制度の確認結果を踏まえた上で、輸出可能な宮城県産食品を選定してください。なお、県産食品の選定に当たっては、水産物は必ず選定いただきたいですが、輸出基幹品目以外の商品（日本酒以外の飲料や、麺類・菓子類等の加工食品など）を選定いただいても構いません。</li> </ul>
2	<p>○仕様書 4(1)「ハ 輸出可能な宮城県産食品の選定」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物については生鮮に限らず加工品も含む理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物については加工品も含まれます。</li> </ul>
3	<p>○仕様書 4(3)「イ 県産食品の販路開拓」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商談会の実施形式は対面かオンラインのどちらが望ましいなど、ご希望はありますか。</li> <li>・対面で試食商談会を実施する場合、会場が宮城県内であればメキシコ人バイヤーの訪日渡航費用、メキシコ国内であれば日本側事業者のメキシコ渡航費用についても事業費内に計上するという理解でよいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡航制限や渡航中止勧告などの特別な事情がなければ、商談会は対面での実施が望ましいと考えられます。</li> <li>・商談会に係る経費は、提案の内容と必要に応じて事業費に計上してください。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商談会の際の各事業者のサンプル商品代、日本～メキシコの物流費、通関費用なども事業費内に計上すべきでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商談会に係る経費は、提案の内容と必要に応じて事業費に計上してください。</li> </ul>
4	<p>○仕様書 4(3)「ロ 県産食品のメキシコ向け輸出バリューチェーンモデルの構築」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査基準の中で、バリューチェーンモデルの構築が最も配点の高い項目となっていますが、具体的にどのような点が評価されるポイントとなるのかご教示いただけないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務では、リードタイムの短縮やコスト低減の観点から、宮城県産食品をアメリカを経由せずに、日本から直接メキシコに輸出する商流及び物流の構築を目指しています。また、委託期間内の単発の商談会やフェアの開催で終わるのではなく、委託業務終了後も県産食品を継続的にメキシコに輸出できるようなバリューチェーンモデルを構築することを重要視しています。そのため、県産食品を効率的・継続的にメキシコに輸出する商流及び物流を構築できる提案であるかが評価のポイントとなります。</li> </ul>
5	<p>○仕様書 4(4)「イ 現地店舗におけるフェアの開催」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売する5商品以上は、ニーズ調査を踏まえ選定した10商品以上と合致する必要がありますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェアで販売する5商品以上は、(1)のニーズ調査を踏まえ選定した10商品以上と合致していることが望ましいですが、状況によっては必ずしも合致する必要はありません。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PR活動時の動画やPOPに使用する画像等について、宮城県で有している素材を使用することは可能でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PR活動時の動画やPOPに使用する画像等について、宮城県で有している素材を使用いただくことは可能です。また、ウェブサイト「みやぎデジタルフォトライブラリー」に掲載されている写真を無料で利用できますので、御活用ください（利用規約への同意が必要です）。</li> </ul> <p>○みやぎデジタルフォトライブラリー</p> <p><a href="https://digi-photo.pref.miyagi.jp/">https://digi-photo.pref.miyagi.jp/</a></p>

7	<p>・宮城県ホームページにある画像は提案資料等に素材として使用してよろしいでしょうか。</p>	<p>・宮城県ホームページに掲載されている個々の情報（文章、写真、イラストなど）は、著作権の対象となっています。また、宮城県ホームページ全体も編集著作物として著作権の対象となっており、ともに著作権法により保護されています。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。詳細は下記ウェブサイトでご確認ください。</p> <p>○宮城県ホームページ「このサイトの御利用について」  <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/site-riyou.html#a01">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/site-riyou.html#a01</a></p> <p>○文化庁ホームページ「著作権」－「著作権テキスト」－「作者の権利の制限」  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401_11.pdf">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401_11.pdf</a></p>
8	<p>・仕様書（５）のイについて、別紙企画提案書の構成の（３）のハの事を指しておりますでしょうか。そうでない場合、明示のタイミングはいつになりますでしょうか、企画書内での明示になりますでしょうか。</p>	<p>・御認識のとおりです。企画提案の中で、業務の全体計画、工程（スケジュール）、実施（運営）体制を明示してください。</p>
9	<p>・仕様書にある成果物の提出の欄に、発注書が別途指定する期日までにという文言がありますが、こちらは、契約終了後の指定になりますでしょうか。</p>	<p>・委託期間の終了時まで（委託期間内）に成果物を提出いただきます。</p>